

交通事故被害者の会

第 4 号

2001 年 1 月 10 日 (年 3 回発行)

E-mail hk-higaisha@nyc.odn.ne.jp

ホームページ

発行 北海道交通事故被害者の会

代表 前田 敏章

編集人 前田 敏章 内藤 功

水野 美代子 横山 裕子

事務局 〒060-0001 札幌市中央区北 1

西 9 ノースキャピタルビル 8 階

TEL・FAX 011-233-5130

<http://www1.odn.ne.jp/hk-higaisha/>

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は上記事務局に電話をください。会費はありません。年 3 回の会報が送られ、毎月 1 日 (土、日のときは次の日) 10 時からの事務所で行う例会に参加できます。例会時に電話相談も受け付けています。

手記 「僕はたった七歳で逝きたくなかった」

釧路市

佐藤芳枝

僕は、何も悪いところは無かったのに、前方不注意の運転手の為に、明日、小学 2 年生になるという日に、7 歳で優しい家族、お父さん、お母さん、雅、おじいちゃん、おばあちゃんと別れることになってしまった。どうしても、悲しくて、寂しくて仕方がありません。

僕は、佐藤家の長男、そして、初孫として生まれた。家族 4 人は、大喜びだった。僕がオギャーと泣いて生まれたその時、病院の廊下に居たおばあちゃんも僕と一緒にオイオイ泣いて大喜びだった。

僕は、3 歳の時からスポーツ万能の子供で、おじいちゃんが呉れたゴルフセットでのスイングは近所の人でも驚く程カッコ良く、そして的にも良く当たって皆感心したほどだったのに。僕は、幼稚園の運動会でも、跳び箱、玉入れ、かけっこ、サッカーリレーの選手にもなって、お父さん、お母さん達も大喜びで自慢の子供だったのに。スキーだって、おじいちゃん、おばあちゃんと富良野スキー場に行き、山の頂上からでも滑れるようになって、おじいちゃんは大喜びだった。これからも、北海道のスキー場を廻って楽しもうねと言っていたのに...

おじいちゃんはどうなにかガッカリしたかと悲しくて、悲しくて仕方がない。僕は、待ちに待った小学校に入学して明日から 2 年生になって、スポーツクラブに入るのを楽しみにしていたのに。野球もサッカーもホッケーもやりたかったのに。まみちゃんだって「大きくなったら雅秋ちゃんのお

嫁さんになる」と言って居たのになあ。もうすぐ、6 月 3 日で僕の三回忌がくる。

どうして、たった 7 歳で優しい家族、沢山の友達と別れなければならなかったかと思っても、どう考えても悲しすぎるヨ。

僕の優しい家族やみんなに逢いたいなあ。僕が逝って 2 年になるのに、毎日泣いている家族を見るのを、僕は辛いよ。そんな優しい家族と離れて、あの寒くて暗くて、寂しいお寺に行くのは嫌だよ。優しい家族といつまでも一緒に居たいなあ。

二度と、こんな悲しい交通事故が起きないように願って、そして、僕の事故の事を忘れないように、飾ってあるんだよ。

運転手の皆さん、僕のように元気イッパイ、希望イッパイで小学生になった子供を事故にあわせしないで下さい。そして、優しい家族を悲しませないで下さい。

” 前方不注意の運転手が憎い ”



※「癒されぬ輪禍」(1999 年 7 月発行)に紙面の都合で未掲載であったものです。

交通事故被害者の手記集「癒されぬ輪禍」(頒価 70 円)は最寄の交通安全協会で販売しています。また会のホームページでは、これを含め 48 編の手記を掲載しています。

<http://www1.odn.ne.jp/hk-higaisha/>

北海道交通事故被害者の会主催

フォーラム・交通事故

● 1 月 26 日 (金) 13:30 ~ 16:00

● 札幌ガーデンパレス (中央区北 1 西 6) 4 階 平安の間

被害者の会発足 1 年を期に、被害者の置か

れている現状と願い、および共通の願いで

ある交通犯罪、交通事故絶滅の課題について、

公開シンポを通してともに考えたいと思います。

★ 提言 ★ 道交通事故被害者の会

★ 脳外傷友の会 コロポックル

★ 道環境生活部交通安全対策室

★ 道警交通部

16 万の署名、飲酒・無免許の暴走車に息子さんを奪われた母の訴え届く

悪質交通犯を厳罰に

法務・検察「厳罰化視野に検討」(12/1) 道交法改正試案(12/28)

■ 行政も動く

「交通犯罪への刑罰は不当に軽く、再発防止にはなっていない」私たち被害者の痛切な声が、行政を動かしつつあります。

法務省と検察当局は 12 月 1 日、飲酒運転など悪質で重大な交通犯罪の法定刑について、見直しを視野に入れた検討を表明しました。この背景には、飲酒、無免許の暴走車に息子さんを奪われた神奈川県の鈴木共子さんが始めた署名の力がありました。北海道交通事故被害者の会でも協力して進めている署名は、16 万という数に達し、11 月 24 日法務大臣に届けられました。

そして 12 月 27 日、警察庁は飲酒、無免許などの罰則を厳しくし、「危険運転致死傷罪」の創設も含む道路交通法の改正試案を明らかにしたのです。

■ 鈴木共子さんのこと

叫び声が聞こえる
血のついた
息子のバッグを
見るたびに
聞いてはいない
はずなのに
息子の発した
叫び声が聞こえる
両手で耳を
ふさいでも
私の中に
こだまする

詩集「絶望からの出発」
鈴木共子

この詩は、悪質交通犯の厳罰化を求める署名運動を始められた神奈川県座間市の鈴木共子さんが、私たち被害者の会へ署名運動協力のお礼状とともに送っていただいた詩集の中的一篇です。

2000 年 4 月 9 日、大学の入学式を終え、帰路歩道を歩いていた鈴木零さん(19 歳)とその友人が、後ろからきた無免許で飲酒さらに無車検という暴走車により即死させられました。

加害者(30 歳)は 100 キロ以上の猛スピードで歩道に乗り上げ、二人に激突。零さんは橋下 19 メートルのセメント製土手にたたきつけられたといいます。

鈴木さんは、零さんへの思い、加害者への恨み、人命軽視の車社会への怒りを変革のエネルギーに変え、悪質な交通犯罪に正当な量刑を求める署名運動を始めました。

■ 井上さんご夫妻のこと

井上保孝、郁子さんご夫妻は、1999 年 11 月 28 日、東名高速道路で、飲酒運転で暴走してきたトラックに追突され、後部座席の 1 歳と 3 歳の幼い二人の娘

さんを奪われました。井上さんは一審での懲役 4 年という判決に納得せず、異議申し立てを行い、検察庁に控訴させて、なお裁判をたたかっています。

井上さんは 鈴木共子さんの運動に共感し、連名で署名協力依頼文を作成し、メールで広く呼びかけて、大きく運動の輪を広げました。

(井上郁子さんは、昨年 11 月に河出書房新社から「永遠のメモリー」という手記を出版しています)

■ 北海道でも 3900 筆

そんな折、9 月 20 日、被害者の会に札幌の大久保さんから次のようなメールが入りました。

「私は、昨年の 9 月 1 日に妻を交通事故で亡くしたものです。ようやく控訴審の刑の確定があり、被告の 1 年 8 ヶ月の実刑が確定した次第です。その間、いろいろな方々からご支援頂きました。

その中のお一人が井上保孝、郁美夫妻でした。今彼らは、業務上過失致死傷罪の量刑見直しを求めて署名運動を行っています。何とかこの北海道からもより多くの協力ができないかと考え、メールで失礼ながらご連絡とご協力をお願いをする次第です。」

このメールを受けて、被害者の会では、10 月 2 日の世話人会で積極的協力を確認。会員へ署名用紙を送付しました。以来多くの会員がとりくみ、現在 3938 筆を集約し鈴木さんに送付しました。(なお、署名は続けます。1 月末を目途に事務局に送って下さい)

■ 佐藤京子さんのこと

会員の佐藤京子さん(北区)は、交通安全を訴え手作りのチラシを配るなどこれまでの運動を生かして、現在宅配会社より 1630、知人より 921、合計 2551 人分もの署名を集約しました。次は佐藤さんからのコメントです。

11 月中旬にやっと動き出した私の署名用紙。友人から私の知らない友人へと渡り歩き、どんどん増え続けています。

先日、亡くなった息子より、「お母さんも、もっと何か出来るよ!」と言われたような気がして、その時脳裏をよぎったのは丸 6 年続けている私の交通安全運動でした。これまで交通安全のチラシを配布している宅配会社 10 社へ署名を頼んでみようと思ったのです。1 社でも署名してくれたら私のこれからの励みになるような気がしました。

署名用紙を送付して一週間、ヤマト運輸より 350 人、佐川急便より 1069 人の署名が届けられました。反響の大きさに驚きました。こんなにも多くの方々が、TV や新聞で交通犯罪に対する刑罰の軽さを知り関心を深めているのです。もっともっと多くの人に伝えていきたいと思っています。(佐藤京子)

■ 免許制度など課題も

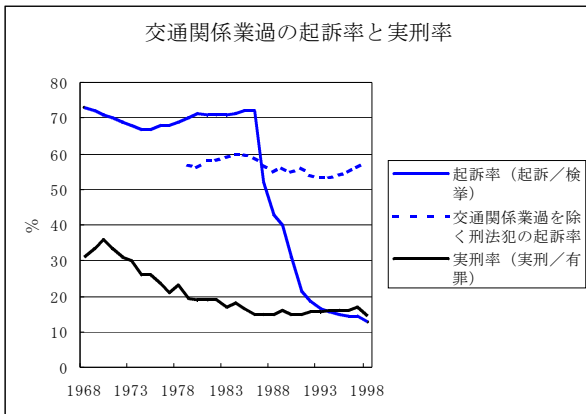
しかし、課題もあります。警察庁は厳罰化の一方で、免許制度について「規制緩和」の方向を打ち出しているからです。危険なクルマを扱う運転者に求められるのは免許制度の「緩和」ではなく、「厳格化」であると思います。

■ 起訴率低下など「寛刑化」の問題

業務上過失致死傷罪の刑は、1968 年に最高刑が懲役 3 年から 5 年に引き上げられたという経緯があります。厳罰化の方針は過去にもあったのです。

しかしその後の運用は逆でした。「行革」の名のもと重要犯罪に警察・検察の人員を割くため、交通事故については軽い扱いをするようになったからです。

これは東京高検が 1987 年以降、特異なケースを除き 2 週間以内のけがの事故を起訴猶予にする方針を出して以来顕著になり、交通事故の起訴率は 10 数年で 70 % 台から 12 % 台へと激減しました。そして、有罪者に対する実刑（執行猶予を受けないもの）の割合も 1972 年以降低下の一途と、寛刑化は強まる一方なのです。



(「交通死」p 65、および「犯罪白書」より作成)

また、起訴率の低下は、警察の初期捜査の不十分さをもたらし、被害者にとって「死人に口なし」の不正な裁きとなり、遺族は真実の究明を民事裁判で行うことを余儀なくされているのが実態です。

こうした過去の経緯からも、私たちは厳罰化と同時に、命や人権を護り抜くという視点からの抜本対策を今後も求めていかななくてはなりません。

5 月の総会で確認した被害者の会の願いと活動を再掲します。

- (1) 交通事故被害の悲惨さ、かけがえのない命の大切さを訴える、啓蒙活動。
- (2) 捜査段階や裁判の過程で、「死人に口無し」のような不正をなくすため、被害者がおかれている不当に弱い立場を改善すること。
- (3) 事故の再発をさせないための原因究明と抜本対策を求めること。そのために科学的な事故捜査を確立すること。
- (4) 他の犯罪に比べ、交通犯罪の起訴率は低く、刑事罰は軽すぎます。罪に見合った正当な量刑とすること。
- (5) 自賠責保険の後遺障害認定基準を見直し、適切な損害賠償を実現するなど、精神的、経済的な支援を含めた補償制度を確立すること。
- (6) 免許付与条件を厳格にすること。分離信号設置や歩車分離の道路整備、生活道路での車の速度や通行制限など、歩行者保護が貫かれた安全な道路環境をつくること。公共交通機関を整備すること。

目 誌



《会合など》

8 月 10 日	会報3号発行
9 月 1 日	第 13 回例会・世話人会
10 月 2 日	第 14 回例会・世話人会
10 月 29 日	講師活動交流会
11 月 1 日	第 15 回例会・世話人会
11 月 16 日	臨時世話人会
12 月 1 日	第 16 回例会・世話人会
12 月 8 日	フォーラムの打ち合わせ
1 月 5 日	会報打ち合わせ

《訴えの活動》

「心に響け被害者の声！ 100 万人講習」など

9/1(釧路)9/25、10/18(富良野) 佐川
 10/31、11/1 (月寒) 11/30(菊水) 佐川
 10/12(札幌) 内山
 10/24(札幌) 10/26(千歳) 11/13(帯広) 前田
 9/10 (新琴似) 中川
 9/19 (北見) 真鍋、前田
 9/21(札幌) 水野美、
 9/26(札幌) 水野美、松井さ
 10/30(札幌), 11/22(豊平), 11/26(澄川) 水野親
 処分者講習での講師
 8/3、8/31 佐川 9/14 中川
 9/28、11/21 内山 10/12 水野親 12/21 前田

被害者の会ホームページ掲示板への投稿

帯広の大会から 投稿者：倉田
 投稿日 2000/11/28(Tue) 13:18:47

私は会社の交通安全管理者です。11 月 13 日の帯広の安全大会で、千尋さんのお父さんからの講演を聞いていた聴衆の一人です。重かったです。車から降りたくなりました。私も事故の加害者になったことがあります。車どうしの追突事故です。被害者の方はシートベルトをしていたおかげで、大きなケガはありませんでした。自己防衛に走る加害者心理も体験しました。今思うと、自分の弱さを痛烈に感じます。その後私にも子供が生まれ、今 1 才です。そんな時、千尋ちゃんのお父さんの話をお聞きして、自分の子供が轢かれること、自分が子供を轢くことなどを想像しました。講演資料から、交通事故被害者のページを最近毎日のように見えています。手記を読み、自分の身内に置き換えて、想像しています。読む度に、自分の車の速度が遅くなり、横断歩道に着目するようになった気がします。歩行者の置かれている暗黙の理不尽な立場も感じるようになりました。でも、運転し続ける私は被害者のみなさまの敵なのでしょう。全ての交通事故は車によって生じるわけですから。重い気持ちを抱いて、ハンドルを握ります。

「癒されぬ輪禍」を読んで 被害者への手紙 ①

佐川急便（株）京都支社の中谷貴巳さんより、次のメールとレポートが送られてきました。2回に分けて紹介します。



「社員教育の一環で、入社1年未満に事故を起こしたドライバーを対象に、「セーフティトレーニング」というものを開始しました。この中で、皆様方の貴重な体験を綴られた手記集「癒されぬ輪禍」を活用させて頂いております。下記はレポート「被害者への手紙」です。是非、ご覧くださいませ。」

決して無駄にしません

京都南店 今西 恭平

被害者の経験談を読んでも 100 %の気持ちは分かりません。しかし悲しくて目に涙を浮かべたのは事実です。ここでただ悲しむだけではなく、この気持ちを忘れる事なく、“事故を起こせば被害者の方の人生も自分の人生も失う”ことを頭に強く焼き付け、どんなに急いでいても、焦っていても、事故は絶対に起こしません。皆様との約束です。また会社に戻り、出来るだけ多くの同僚にこの貴重な資料を読んでもらおうと考えております。

本当は思い出したくもないあの時の事故、しかし、同じ経験を二度と誰にも味わって欲しくないという強い意志から、この様な貴重な経験を書いて下さって本当にありがとうございました。決して無駄にしません。

加害者に「不運」はない

守山店 竹原 久晶

よく加害者も被害者の一人である様な事を言われる人もおられますが、私はそうは思いません。加害者以外の事故にかかわった人全員が被害者だと考えています。また、加害者には幸運はあっても不運はないと考えています。不運とは「目の前に人が飛び出してきた」「曲がろうとしたらバイクが出てきた」という内容だと想像していますが、車を運転するならこれらの事は「必ずある」と考えておくべきです。

交通渋滞によるイライラ。私はそんな時、一度大きく深呼吸をする様に心掛けています。そうすると少し気持ちが落ち着きます。ほんの少しの事ですが、この少しの差が人を不幸にするかどうか大きく左右される事だと考えています。事故を起こす人達のほとんどは、一瞬の気の緩み、若しくは余裕の無さからくる精神的なものだと思います。

罰則強化で安全運転の意識を

鳥取店 林 裕輔

直接被害に遭われた皆さんの気持ちを考えると、どうしようもない気持ちになりました。自分にも家族がいます。やはりその人達にはずっと幸せである事を願っています。

法律の事はあまりよく理解していませんが、もっと加害者に罰則を与える必要があると思いました。その事によって、被害者の方の気持ちを今以上に分からせると同時に、事故に対する意識を高めさせられるのではないかと考えます。

いくら忙しいからといって、急いでいるからとい

って、交通ルールを無視する事は絶対にやりません。皆さんの気持ちが無にならない様、周りの人達にも伝えていきます。自分を今の様な気持ちにさせて頂き、本当にありがとうございました。

足で時間を稼ぐ

京都店 浦野 宏之

もし自分の家族が、親類が、友人が交通事故で被害者になったらどうなるか。何もかも手に付かなくなると思えます。ましてや自分の子供が被害者になったら・・・想像もつきません。加害者が憎く、同じ思いをその加害者にも味わせたくなくとも思えます。

事故が起きると、加害者や警察官、救急隊員、大きな事故だと記者やTV、見物人などが来ると思いますが、みんな心の底では、やはり他人事だと思います。いくら哀れんでもその場限りか、2、3日で消えてしまいます。しかし被害者の身内は一生残る辛い過去になってしまいます。

この「癒されぬ輪禍」の中で「今でも私達の家族であり、心の中で成長し続けているのです。天国からいつ遊びに来て良いように、あなたの場所は開けてあるからね。」という文があり、感動したというか、共感しました。

プロのドライバーとして成すべき事は、これ以上被害者を出さず、この様な辛い思いをさせない事です。自分が事故を起こさないだけでなく、事故を起こさせない運転をします。これからは小さな安全確認も漏らす事なく、集配業務に追われても気持ちを落ち着かせて、運転で時間を稼がず、足で稼ぎます。



そしてこの「癒されぬ輪禍」を日々思い出し、業務に励みます。心より被害者の方々のご冥福をお祈り致します。

事故を起こさないのがプロのドライバー

京都店 成瀬 正和

「癒されぬ輪禍」を読ませてもらい、改めて今後の運転を改善しなければならないと思いました。

一瞬の出来事で人の人生を変えてしまう交通事故。僕は絶対に起こしたくありません。その為には交通ルールを守り、十分な安全確認が必要です。仕事上、遅い、どんくさいと先輩に言われますが、人の命を奪ってしまうよりましです。今後、トラックだけでなく、ハンドルを握る際は、安全意識と責任感を持ち、運転業務に努めます。

運転が下手で仕事が遅くても、交通事故を起こさないのがプロドライバーだと僕は思います。

手記

民事裁判を終えて

札幌市

松井 美香

「加害者の証言は信用性がない」

8 月末、民事裁判の判決が出ました。結果は、過失割合「妹 5 % : 加害者側 95 %」で、加害者の証言は「信用性がない」とほとんど認められませんでした。私たちの主張がほぼ全面的に認められた判決でした。

保険会社の考えは、「自転車で歩道を走行してきた妹が、歩道をふさぐ形で停止していたトラックの前をわざわざ車道に出て通過しようとして轢かれた」というものでした。事故現場の前の通りは、交通量が非常に多く、大型車の往来も激しい所です。そんな交通量が多い所に、歩道をふさいでいる車が邪魔だからと言って果たして車道に出たりするのでしょうか。トラックが去るのを待つのではないのでしょうか。

「目撃者がいない、加害者の話はコロコロ変わる」、このような状況で、果たして保険屋の言う事は本当に正しいのか、私たち家族はその疑問を保険屋にぶつけましたが、「私にはわからない」、過去の判例を見せ「これに書いてある通り」と言うばかりで、妹の事故に沿った説明は全く無く、納得のいく説明・答えはありませんでした。どうしても納得のいかない私たちは、民事裁判をする事にしました。裁判の結果は、私たちの考えていた通りの結果となりました。

こんな精神的苦痛を、なぜ

裁判を終えて思う事があります。それは「なぜ、ここまでしないときちんとした結果を得る事が出来ないのか」です。ここまでするには、本当に大変であり、精神的にも多大な負担となりました。保険会社が最初からきちんとした対応をしてくれれば、ここまでならなかったと思います。また、加害者の証言が毎回変わる為、どれが本当なのか信用する事が出来ませんでした。保険会社の対応、加害者の証言、これらがきちんとしていれば、こんなに苦労しないで済んだと思います。本当に苦しいたかかったです。加害者・保険会社に対しての怒りの気持ちは、この先消える事が無いでしょう。

泣き寝入りしないために被害者の権利を

それから、もう一つ思った事があります。それは、今までに多くの人が「泣き寝入り」をしているであろうという事。何の知識も力も無い私たちにとって、頼れる制度などが無いからです。最近、少しずつ改善されてきているとは言え、まだまだ完全ではありません。何をどうしたらいいのか途方に暮れる人が多いと思います。一刻も早く、被害者・遺族の権利が守られる事を切に願います。

励ましに感謝

ここまでがんばってこれたのは、周りの沢山の方

々のお陰です。テレビ局・新聞社、被害者の会、友人、弁護士、多くの方の助言や励ましがあったからこそ、がんばれました。本当に感謝しています。

これからは悲しい事故が減る様に、また、困っている人の為、被害者の会でがんばっていかうと思います。

最後に加害者に一言。「誠意はお金ではありません。保険会社に任せただけでは済みません。自分の犯した罪を認識し、しっかり受け止め、自分を守るのではなく妹の為に、そして、今後同じ様な事故が起こらない為にも、正直になって欲しかった。」

保険会社に一言。「自分たちの利益も大切かもしれませんが、でも、せめてしっかりとした対応はして下さい。」

質問

Q : 5 月の国会で成立した「犯罪被害者保護法」など 3 法が 11 月 1 日から施行されましたが、交通事故被害者とのかわりでは、新たにどのようなことが可能になったのでしょうか

A : ①「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」により、被害者や遺族が、裁判所に申出をすれば、一般人よりも優先的に裁判が傍聴できるようになりました。

②裁判確定前でも、正当な理由があり相当と認められれば、捜査記録などの公判記録を閲覧・謄写することができるようになりました。

③「刑事訴訟法」の改正により、被害者または遺族が検察官に申し出れば、被害に関する心情などの意見を、裁判で陳述する機会が与えられることになりました。

また、加害者の面前で証言する被害者の精神的負担を軽減させるため、相当と認められる場合に仕切りを設けるなどの配慮がなされるようになりました。

④「検察審査会法」の改正によって、検察官が事件を不起訴とした場合に、被害者のみならず、その遺族も審査を申し立てられるようになったほか、審査会に意見書・資料を提出できるようになりました。

コーナー



このコーナーの回答は、北海道交通事故問題研究会の清水智弁護士にお願いしました。今後も続けます。質問をお寄せ下さい。

被害者側が交通安全講話をする意義

南区 水野 親

交通安全の講演は、行政などの専門家が行うのが、最も適しているのに、被害者側が人前で話す意義は何だろう、と自問自答しながら講演会場に赴くわけです。

そして我が家にふりかかった、交通事故の事例から、交通事故の悲惨さを訴えるのですが、興味本位で聞いているのではないか、お涙頂戴はみじめだ、と思いながら話をしているわけです。だから自分の被害に関連して、心境などを聴衆の前で話をするのは、非常に嫌です。事故の悲惨さを聴いてもらい、果して心に響いたのかどうか、気持ちがスッキリしないのです。

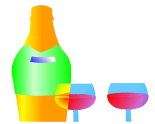
しかし、支庁教育局主管による管内交通安全教育推進会議での「交通事故をなくするために」の講演では、教育現場の先生方が真剣に聴いてもらっている様子が伝わってきました。学校の交通安全教育の参考にする目的があるからだと思うので、少しでも役に立つと思えば、交通事故被害者が交通安全講話をする意義があると思います。

その反面、停止処分者講習では、どうなんだろう、

と自分自身に問いかけています。事故の悲惨さや、心の問題、命の大切さ、法律の不備などを訴えて、それを受講者が聴いている時は、心で安全運転を誓ったとしても、一旦ハンドルを握ると運転者の気持ちはどうなるか、およそ想像できるので、この講話は無駄かな、と自己嫌悪に落ちたりもするわけです。

もうすぐ21世紀になるのに、人間の心は、さっぱり進歩していません。これは世界の情勢をみれば分かることです。命の大切さを心に訴え、それが安全運転に結びつくには長い年月を必要とします。だから、法律により、秩序を守らせていくことが、安全運転へと定着していくのではないかと、思わざるを得ないのです。

でも、運転者の心を継続して動かすには、「癒されぬ輪禍」を繰り返し、何回も読むことにより、命の大切さと安全運転の重要さが、必ず心に染み入ることを、話を聴いてくださっている皆さんに訴えています。今はこれが最良と思っています。



“未必の故意による” 交通犯罪を考える

豊平区 佐川 昭彦 (世話人)



玉突き衝突で乗用車など3台が炎上、3人の死者を出した神奈川県平塚市の国道134号線の事故現場（午前5時）

11 月 22 日の読売新聞の夕刊に「飲酒追突 3 人死亡、神奈川・平塚で未明 6 台玉突き、トラック運転手聴取」との小見出し。

この記事によると、信号待ちしていた乗用車に、トラックが追突、乗用車は

前方に押し出され計 6 台が玉突き追突。車 3 台が炎上。乗用車に乗っていた男女 3 人が死亡。調べに対して、トラックの運転手 (51 歳) は「酒を飲んで運転していた。眠くなったので途中で休むつもりだった」と話している。(写真参照)

交通事故のニュースは止まることなく、毎日のように繰り返し報道されている。日本人は感覚的に交通事故を仕方のない慢性病の如く受け入れているのではなからうか。この記事の 3 日後には、か弱い小学生が飲酒運転の犠牲になっている。

道の交通安全対策室で取り組んでいる百万人講習や、免許試験場での処分者講習に参加しても交通事故に対する危機感の希薄さが気になる。

ところで、8 月の処分者講習の講話後に得たアンケートから次のような実態が浮かびあがった。(2 回

の講話と 40 名足らずのアンケートでは、断定的なこととは書けないが) 処分内容の多くがスピード違反と飲酒運転であったこと。そのうち 9 割近い運転者が自分のマイナーな運転に対して二度と違反するまいと深く反省しているのに対して、約 1 割強の皆さんが、悪いのは自分だけでなく他にもあると答えている点である。例えば、今後の運転について「弱者だから守られるのが当たりまえと思っている側にも問題はかなりあり、それが事故の原因になっていることも多い」また「スピードの出る車を売っている方が悪い」「道路条件を考えた運転であればスピード超過も違反にしない」等々。

交通事故で尊い命を断ち切られた被害者の声が、悲痛な叫びが、本当に運転者の心に届くのだろうか。そんな疑問を感じながら…。そして何も変えることの出来ない無力さをもどかしく思いながら…。

問題だらけの道路環境も、交通法規も一人の力では変えることが出来ない。まして、交通犯罪の刑事罰を変える等、至難の技である。一市民として出来ること、それは、運転者のモラルの変革と運転心得の順守を声を張り上げて呼びかけること。これ以外には考えられなかったのだが…。

飲酒運転による犠牲者の事を考えると、こんな生温いことでは何も解決しない。私たちの力で誤りを正し、車社会を変える方途を教えてくださいたいものである。



BOOK BOOK 書籍コーナー設置 BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK 活用を BOOK

私たちは皆、あの幸せな日々がずっと続くことを信じていました。辛い事・悲しい事・苦しい事があったとしても、ただそこに存在しているだけで、どんなに幸せだったことか。そんなささやかな幸せが、事故によって突然奪われ、私たちは絶望の淵に突き落とされました。そして、抜け殻のような状態では正常な判断力もなく、保険や裁判などの知識もなく、周囲の言葉に極端に過敏または鈍麻となり、自責と後悔で非常に不安定な精神状態となり、今もなおあの日に時間が止まったままです。



何かせずにはいられない・・・という思いで私たち被害者の会は歩き始めたけれども、わからないことや納得のいかないことが多すぎます。交通事故により同じ苦しみを味わう人を無くすために、今現在闘っている人の助けとなるために、適切な知識を得るために、遺された私たちがこれから生きていくために、そんないろいろな意味をこめて被害者の会事務所に書籍を揃えました。

会員の方はどなたでも、特に冊数や期限の制限も無く、ノートに必要事項を記入するだけで借りることができます。また、購入希望書や意見も承ります。どんどんご利用ください。(書籍係 宮坂)

BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK BOOK

★「交通事故の法律知識」

・最新の数字と判例による紛争解決の決定版。事典感覚で使え、図表や関連資料も豊富。専門的な知識もほぼカバーされており、様々なケースに対応可能な具体的な解説。

★「これでいいのか自動車保険」柳原三佳 朝日新聞社
・ある日突然、最愛の家族を奪われた遺族や、一瞬にして身体に重い障害を負ってしまった被害者たちの、「真実」を求めるドキュメンタリー。交通事故の後に被害者に襲いかかる二次の被害にスポットを当てる。

★「自賠償保険請求ガイド」柳原三佳 情報センター出版局
・事故が起こる前に知っておく、賠償請求についてのノウハウを、一般向けにわかりやすく解説。

★「分析 交通事故事件」日本弁護士連合会・人権擁護委員会編 日本評論社

・弁護士が事故を科学的に解明するためのマニュアル本。他関係職種の視点や事故の情報収集がどのようになされるのか、資料作成の意図や留意

点など、専門的だが当事者にとってもわかりやすい解説。

★「分析 交通事故事件」小川英明ほか 青林書院

・交通事故の損害賠償をめぐる諸問題について、具体的な事例形式で解説。

★「痕跡は訴える～交通事故鑑定人の事件ファイル」

柳原三佳 情報センター出版局

・現場に残された無言のメッセージを読み取り、事故の真実を追究する交通事故鑑定人。駒沢幹也氏の手掛けた事件を一冊にまとめたノンフィクション。

★「示談交渉人裏ファイル」柳原三佳 情報センター出版局
・情を切り捨て、全てをお金で処理する示談交渉人の世界に迫り、弁護士も知らない示談交渉現場の真実を暴くノンフィクション。

★「子供の命を守る分離信号 信号はなぜあるの？」

長谷智喜 生活思想社
・交差点は、人命を的にしたロシアンルーレットのよう、と著者。自らも遺族であり、交通事故に真っ向から異議を唱えたドキュメンタリー。

★「交通事故とPTSD～交通事故で心に傷を負った人のために」青木勝治 文芸社
・個人の対処能力を超えるような大きな打撃を受けることで起こる、様々な心身への影響～PTSD（心的外傷後ストレス障害）。わが国初の、心の傷に対する認容判決を勝ち取った弁護士の、交通事故被害者のためのPTSD解説書。

★「遺された親たち」I～VI巻 佐藤光房 あすなろ社
・著者自身遺族であり、10年かけて29組の遺族にインタビューし、その悲しみと怒りを汲みながら、交通行政と司法に問題提起しているルポタージュ。

★「交通死」二木雄策 岩波新書

・自らも遺族である著者が、交通事故犯罪に寛容な司法や行政、「交通死」を異常とも認識しない現代社会の矛盾を鋭く告発している。被害者の視点から考える交通事故。

★「犯罪被害者」河原理子 平凡新書

・性犯罪における法制度・相談・支援対策の現状を追及する、報道の現場からのレポート。

★「クルマ社会と子どもたち」杉田聡 今井博之 岩波ブックレット
・「クルマ社会を問い直す会」の代表の杉田氏と、小児科医の今井氏が、子供たちを守るための交通環境の変革などをわかりやすく解説している。

★「自動車の社会的費用」宇沢弘文 岩波新書

・市民の基本的権利獲得をめざす立場から自動車の社会的費用を具体的に算出し、その内部化の方途を探り、あるべき都市交通の姿を示唆する。

★「脱クルマ21」雑誌1～3 生活思想社

・安全面だけでなく、環境面・健康面・経済面などからクルマのもたらす功罪を幅広く論議し、クルマ優先の社会を考える。

★「交通権憲章～21世紀の豊かな交通社会への提言」

交通権学会 日本経済評論者
・人が安心して豊かな生活と人生を享受するための、基本的人権としての「交通権」。前身である「交通権を考える会」（1985 結成）を引継ぎ、翌年発足した交通権学会の提言。

★「交通安全学」大阪交通科学研究会 星雲社

・交通安全の理論と実践～交通事故の学際的分析、交通安全対策、安全基準構築への科学的研究。

★「交通安全白書」12 年度版 総務庁 大蔵省印刷局

会のリーフができました

不幸にも被害者になられた方が孤立して泣き寝入りをさせられたりしないように、被害者の会の内容を知らせるリーフレットを作成しました。活用を。

ひとの大切な命も、 自分の大切な命と同じように・・・

平岸高校 3 年 Y. S.

交通事故によって毎日のように人が亡くなっているということを、どこか他人事のように受け止めていたような気がします。

「自分の大切な人を突然失ってしまったら・・・」と考えると、言葉にはならないほどの絶望感で一杯になるということだけは想像が付きまします。けれど、「自分が他人の大切な人の命を奪ってしまったら・・・」とは、あまり考えることがないのではないかと正直思います。交通事故というものは、加害者も被害者もその周りの人たちの人生までも一瞬で狂わせてしまうということだけは確かです。

交通事故のみならず、人の命の重さを考え、他人の大切な命も自分の大切な命と同じように尊いということ忘れてはいけないと思いました。一人ひとりがそういう気持ちを忘れずにいたら、悲しい事故や事件は起きないのではないかと思います。そしていつか、安全な、人の命が守られる世の中になれば・・・と願います。



例会に気軽にご参加下さい



(12 月 1 日の例会スナップ)

毎月 1 日の例会は、世話人会を兼ねていますが、電話での相談の他に被害者同士の率直な懇談の場として、二次的被害など具体的悩みや裁判の交流・支援も行っています。

被害者の会事務所にて 10:00 ～ 12:00

2/1 (木)、3/1 (木)、4/2 (月)、5/1 (火)・・・

編集を終えて

● 12 月発行予定が少し遅れたこととお詫びします。第 4 号も、8 ページでは紹介しきれない原稿や情報があり、編集に悩まされました。● 12 月 25 日、警察庁は、右左折車から歩行者を保護する「歩車分離式」信号機の増設方針を発表しました。「分離信号」の著者、遺族である長谷智喜さんの運動が実りつつあります。● 交通犯罪の厳罰化が一歩前進しそうなニュースにも勇気を与えられました。私たちは、交通安全集会などで講師として話す機会にいつも訴えてきたことですから。● 問題は「悪質な違反」だけに狭くさせないことだと思います。結果として命を奪われ、身体を傷つけられる原因の全てをなくさなくてはなりません。● 処分者講習で、ある受講者が私の訴えを聞いた後、次のような質問をしました。「娘さんはクルマが近づいているのにどうしてよけなかったのか。家でクルマにあたれば痛いことをなぜ教えていなかったのか」と。● 言葉を失いました。娘は、カーラジオの操作に気を取られた「前方不注意」の加害者に後ろから轢かれたのですから。● 11 月の例会で、悪質交通犯罪による死亡事故が話題になった折り、あるテレビ番組で若者に「人を殺してなぜ悪いのか」と問われた大人が返答に窮したという話が出されました。● これを取り上げた道新のコラム氏は逆に「なぜだと思う」と子どもに問い返しなさいと述べていました。立場を逆にして考えさせよということだと思います。● このページの Y. S さんの文は、私が平岸高校定時制交通安全教室で「命とクルマ、遺された親からのメッセージ」と題した訴えを聞いての生徒の感想文です。相手の立場になって大切な命を考えて欲しいという、高校生の清々しい感性に出会って救われたような思いがしました。(前田)

次の会報発行予定は4月です。手記、意見、近況などの投稿を待ってます

※ 〆切 3 月 10 日、1200 字程度、形式は自由。E メール又は郵送、FAX で事務局へ

車社会

自動車メーカーのコマーシャル
「Drive Your Dreams」

ハイウェイを颯爽と走る

新型車

スピードメーターの目盛りは

二百数十キロをも刻む

夢を運ぶ車は

愚かな使い手により

悪夢をもたらす

今まで

どれほど多くの

夢を奪っただろうか

経済優先の旗印

ドライバーの安全性は謳うも

車が凶器にもなることに

言い及ばぬ

傲慢と怠慢で

肥大化した車社会よ

肥

大

化

した

車

社会

「絶望からの出発」より

鈴木共子

たぐひ

より